

監 査 報 告 書

私たちは、私立学校法第 52 条第 1 項第 1 号及び附則第 4 条第 1 項並びに学校法人豊田学園寄附行為第 28 条第 1 項第 1 号（旧法第 37 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号並びに旧寄附行為第 7 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号）の規定に基づき、学校法人豊田学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における業務（教学に関する事項を含む。）の状況、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、監査を実施いたしました。

また、監査の実施に当たっては、学校法人豊田学園監事監査規程及び学校法人豊田学園監事監査ガイドラインに基づき、監事会の定期的な開催をはじめ、理事会や評議員会へ出席及び意見具申、理事及び職員から業務等に関する報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人との連携による計算書類の審査など、監査に必要な手続きをとりました。

この結果、学校法人豊田学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に、不正の行為又は法令若しくは学校法人豊田学園寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。

令和 7 年 5 月 28 日

監事 藤澤 伸行 

監事 田内 寛孝 